

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1 第1回推進委員会で決定した非稼働病棟を有する医療機関への対応方針

平成31年度第1回の推進委員会で非稼働の理由、運用見通しについての意見を聴く

- ① 平成30年度第2回推進委員会で、非稼働病床を有する医療機関から、書面により「理由、今後の見通し」を提出いただき、協議を行う。
- ② 資料だけでは不十分であった医療機関に関しては、平成31年度の第1回推進委員会に出席いただき、説明を求める。

2 調査の概要

役割や機能を大きく変更する医療機関を把握するため、平成30年10月に病床機能報告対象の全病院、有床診療所を対象に、医療福祉計画課が県独自調査を実施した。

その調査の結果、非稼働病床を有する医療機関について、衣浦東部保健所が「病床返還の予定の有無」等を調査した。

(1) 調査対象

病床機能報告対象の全病院、有床診療所

45施設（西三河南部西構想区域）

(2) 非稼働病棟の定義

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの過去1年間に1度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟

(3) 非稼働病棟を有する医療機関数

4施設（公立・公的1施設、その他の医療機関3施設）

3 ヒアリング対象医療機関の決定

・本日の協議で、委員からヒアリングの必要があるという結果となった非稼働病棟を有する医療機関について、来年度の地域医療構想推進委員会において出席を依頼し、ヒアリングを実施する。

4 ヒアリング項目

- (1) 病床を稼働していない理由
- (2) 当該非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画